

貸金総額とは 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

賃金総額とは 簡単まとめ

賃金総額の定義

- 賃金総額とは、労働の対価として使用者が労働者に支払う給与・手当等の合計金額です。（労基法第11条）
- 労働保険では、平均賃金の算定に使用され、休業手当・解雇予告手当・災害補償等の基礎になる重要な指標です。

賃金総額に含まれるもの

区分	具体例
固定的賃金	基本給、資格手当、通勤手当、家族・扶養手当
割増賃金等	時間外手当、深夜手当、休日手当
特殊な例	有給休暇中の賃金、公民権行使時の賃金、配分チップなど

賃金総額とは 簡単まとめ

賃金総額に含まれないもの

非該当項目	内容
臨時賃金	結婚祝金、私傷病手当、退職金など
賃金（3か月超）	3か月を超えて支払われる賞与など
通貨以外	労働協約や法に基づかない現物支給

※年4回のボーナスなど、3か月以内の周期で支払う賞与は含む場合あり

賃金総額とは 簡単まとめ

平均賃金とは

平均賃金は休業手当・解雇予告手当・災害補償・減給制限などの基礎額となります。

平均賃金の計算方法（労基法第12条）

賃金形態	具体例
月給制	直近3ヵ月間の賃金総額 ÷ 総日数（事由発生日を除く） ※原則的な計算方法
日給・時給制等	同上 ただし、平均賃金がこの額を下回る場合は、【賃金総額 ÷ 実労働日数 × 0.6】を下限として適用

平均賃金に使わない日数・金額

- ・業務上の傷病による休業期間とその賃金
- ・産前産後・育児・介護休業期間と賃金
- ・試用期間とその賃金
- ・使用者の責めに帰すべき事由による休業期間とその賃金